

令和6年度 洲本市立なのはなこども園 利用申込のご案内【1号認定】



保育所や幼稚園等を利用するには、利用する施設、児童の年齢や保育の必要性の有無に応じて、洲本市から認定（「教育・保育給付認定」といいます。）を受ける必要があります。

教育・保育給付認定には3つの認定区分があり、認定に応じて利用できる施設が決まります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	無し	幼稚園、認定こども園
2号認定		有り	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		

1. 利用申込について

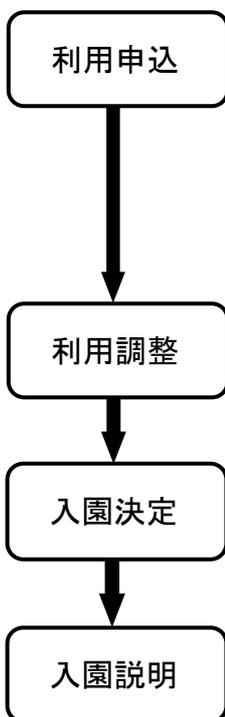
洲本市立なのはなこども園で1号認定での利用を希望される方は、以下の内容をご確認いただき、必要書類を添えて申込をしてください。

なお、洲本市立なのはなこども園の1号認定受入は4歳児・5歳児クラスとなります。



洲本市公式マスコットキャラクター

なのは



【配布・受付期間】

令和5年10月23日（月）～令和5年10月27日（金）

- ・配布場所：なのはなこども園
- ・受付場所：子ども子育て課（市役所2階1番窓口）
- ・受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※1号認定の併願はできません。

- 定員を超えた申込があった場合は、抽選により利用者を決定します。
抽選を行う場合は、対象の方に別途ご連絡します。

- 利用が決定した方について、「教育標準時間認定（1号認定）」を行い、支給認定証を交付します。

- 施設で、入園説明会を行います。

◆令和6年度 年齢別クラス

4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	満5歳になる年
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	満6歳になる年

2. 教育・保育給付認定申請及び利用申込に必要なもの

対 象 者	必 要 書 類
申込者全員	・教育・保育給付認定申請書兼教育利用申込書
児童扶養手当を受給している場合	・児童扶養手当の証書の写し
心身に障害等のある方が同居の親族にいる場合	・身体障害者手帳等の写し ・特別児童扶養手当を受給している場合は、特別児童扶養手当の証書の写し

※その他、ご家庭の状況に応じて、上記以外の書類等の提出を求められることがあります。

3. 保育料について

1号認定園児の保育料は無料です(給食費のみ負担)。

●給食費について

なのはなこども園では、1号認定園児も給食を実施します。

主食(ごはん)は持参いただきます。

※1号認定での利用の場合、給食費4,000円(令和5年度参考)をご負担いただきます。

※年収360万円未満相当の世帯や第3子以降(1号認定は小学校3年生以下の範囲で第3子以降)の子どもに係る副食費は免除されます。免除の算定は、子ども子育て課が行いますので、手続きは不要です。

4. 利用定員・利用時間について

●利用定員について

1号認定園児の利用定員は、次のとおりです。

【4・5歳児】25名

●利用時間について

1号認定園児の利用時間は、次のとおりです。

【利用時間】午前9時～午後2時

※なのはなこども園では、1号認定園児の午後2時以降の預かり保育は行っていません。



洲本市役所 健康福祉部 子ども子育て課 保育係
TEL:0799-22-1333(課直通)